

財 関 第 1117 号
令和 2 年 12 月 22 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田島 淳志

畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際に
おける取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったことから、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の効力発生の日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて」(令和元年12月19日財関第1739号)は廃止する。